

沿岸広域振興局長告示第62号

休猟区の指定（平成21年岩手県告示第802号）で告示した宮古市宮古休猟区、宮古市千徳休猟区、宮古市新田休猟区、宮古市戸塚休猟区、川井村小国休猟区、田野畑村北東部休猟区の変更後の存続期間を次のとおり変更した。

平成23年10月28日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

変更後の宮古市宮古休猟区、宮古市千徳休猟区、宮古市新田休猟区、宮古市戸塚休猟区、川井村小国休猟区、田野畑村北東部休猟区の存続期間 平成21年11月1日から平成24年10月31日まで